

327

798

大和志料弁妄

国立国会図書館

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始



エト70 47

327-798

大和志料辯妄

緒論

抑も史家の史を論ずるは、司直の獄を斷するよりも難し。孰れか其正鵠を誤るの結果、
尙に事相の巨細を問はず、苟且にも邦家千載の事迹を謬り、惑を百世に貽すの罪是れより
大なるは莫けむ、予偶々奈良縣編同教育會發行の「大和志料」なる一書を得て閑時其一部を正
阅读せらるが、倏ちにして卷を擲て嗟嘆良久しうす、吁故國の至情豈一言の辭なからむ乎
該書は明治二十三年の交、時の奈良縣尹令小牧昌業氏が大神神社宮司齊藤美澄氏に囑し
編纂せしめ、其稿を脱したるは同二十七年三月（編者緒言に因る）爾來抄本のまゝ縣庫に藏したるを
縣教育會は史學研究の資として之を請ひ、尙編者の東奥酒田に在住する、を以て更に校訂
を重ねしめ、大正三年十二月遂に浩瀚なる該書の公刊を見るに至りき、之れ乃ち發行者の
其序に告ぐる來歴なりこす。序文中に曰く「其載する所陵墓、村里、山川、神社、城壘、
舊蹟等之を盡して餘す所なし其記載微に入り細を穿ち部分に偏せず粗漏に流れず引證の豊

大正
5. 2. 22
内交

富ニ論説の確實ニは從來の大和に關する著述に見る能はざる本書の特色として推奨するに足らむ」ニ、保證的激稱したる所を見るも奈何に奈良縣教育會が、該書の公刊に多大の努力を費したるかを推するに難からず。尙「此地の史的研究は史學上は勿論國民道德上蓋喫緊の要事たらばあらず」ニ結論したる序文は宛も推定論文にして、教育會が該書の裏書を爲したもの也。

然れども此書一たび眞面目なる史眼に映せんか、觸るに任せて擧げたる舊日記古文書の杜撰は言ふに及ばず、故らにせし換骨脱體の拙劣なる痕跡ニ、其塗抹の鳥鷺歷々として覺えず噴飯せしめ、甚だしきは、大和人士の誇る忠孝の淵源たる吉野朝廷の記事を省略し、却て南北朝一統後なる後龜山天皇御曾孫に關するとの多く載せられたる、而かも其引用書類は概ね偽善者流の藏書より採れる等殆んど笑殺に堪えたり、畏くも大和は皇祖發祥の地にして蒼茫千古の情に堪へざらしむるの地なりニ云ひし如く、恁も尊重すべき史蹟の寶典たる大和志料を公刊するに方り、知者の所爲歟、非知者の盲斷歟、粗忽にも狗肉を以て史上を飾らんとするは、恰も馬を春日の神苑に逐うの愚も甚しこ謂つべき也。

而かも二十七年脱稿の抄本にして、大正三年に至る、二十余年間の歲月中幾多改訂すべ

き史蹟の興廢、或は顯揚されたるもの渺からざるに、啻に史實を混同するのみならず、往々眞偽不明なる古文書等に加削を施し、字句を改刪したる等、予が三十年來史囊を傾到せる南朝史蹟の調書に對照し歴々加工の跡を發見し、予の寡聞なる未見不可思議なる舊記の引證されたるに惘然たらざるを得ず。單に史的研究の資料として刊行されたるものニせば、故らに改竄斧鉄を敢て加ふるの要なきに、何すれぞ堂々たる縣公共の事業として、而かも群盲のする骨董いぢりを爲して叨りに後毘を惑はす惡戯を爲せしぞ、史實を錯亂するの罪は最も大にして士人の慎むべきとなるは教導其職に在る諸士が知らざるの理なし。予は徒に辯を大和志料に構ふるものにあらず、事實を擧げて直ちに其據所を明かにせむこ欲するのみ。茲には卷中最も誤謬の甚しき吉野郡の一部を擧げ一々指摘して其正鵠を討さむこそ、修辭を弄ぶの違あらず、幸に識者の一瞥にふるゝあらばこれ足れりこす焉。

大正四年冬十一月

水 月 稿

大和志料辯妄

吉野郡の部

社

本文
本引證

川上村大字鹽葉シホハノ奥吉野川上ニアリ、南朝小倉院第三子空圓親王ヲ祭ル、由緒左ノ記録等ニテ明カナリ

南山皇統記曰圓滿院ハ小倉院第二ノ宮觀修寺御弟子、兄公第一ノ宮天基親王ナリ山門ニテ討死ノ後文安元年八庄司公文ヲ賴ミ神器ヲ奉シ南山ノ奥ニ隱レ玉ヒ因テ三種ノ神寶在ル故地名三ツ公ト云フ、味方ヲ招カントシテ紀州ニ越エ北敵ニ出逢紀伊ニ於テ討死ス、空圓親王ハ小倉院第三ノ宮萬壽寺僧孤海和尚御弟子金藏主ト奉申、萬壽寺ニテ還俗シテ嘉吉驕動ヨリ江州甲賀郡ヘ落居シ民間ニ隠レ給ヒ何某ノ娘ニ契若宮二人御座ス、圓滿院崩スル後親子三人モロトモニ三ツ公ニ御座ス、病臥シ終ニ崩御此所ニ奉ヒ葬則御席在リ

吉野山志曰三公大明神ノ祠ハ鹽葉村ノ奥吉野川ノ上三里許ニアリ、南朝系圖云空因一ニ固ニ作ル親王ハ小倉院第三ノ宮、萬壽寺ニテ僧トナリ玉フ、嘉吉ノ騷動ヨリ還俗シテ江州甲賀郡ニ隱レ玉ヒ民家ノ娘ヲ妾トシテ住給フ、若君一人誕生アリ、一宮ヲ自天親王、二宮ヲ忠義親王ト申奉ル、御兄宮圓滿院紀州ニテ討レ玉ヒヨリ空因ノ君一人ノ若宮ヲ誘ヒ密ニ川上ニ來リ三ツ公ニ隱レ給フ、則チ此所ニテ薨ス失ス年月ヲ三ツ公山ニ葬リ奉リ三ツ公大明神ト崇メ奉ル。」

三公神社は村社にもあらず、無格社にして、川上村大字入之波奥ニ之公山、林道の傍に小

大和志料辯妄 吉野郡の部

祠の在るのみ、祭神の由緒なるものは、川上村の記録、南帝自天親王御寶物由來と相似たり、志料の引證に舉たる、南山皇統記と題せるものは之れより出たるものにあらざる歟、川上郷御寶物由來下の如し。圓滿院、小倉院第二之宮天基親王山門ニテ討死ノ後。文安元甲子年神器ヲ持南方ニ來リ給ヒ、八庄司公文ヲ賴ミタマヒ川上ノ奥ニ隠レ給フ、三種之神器此所ニ在故ニ此所ヲ三ノ公ト申也、圓滿院ハ紀州之軍勢ヲ招ンタメ紀州ニ趣キ敵ニ出合紀州ニ於テ討レ給フ。空固親王、萬壽寺ニテ還俗ノ宮嘉吉ノ騷動ヨリ江州甲賀郡エ落給ヒ、民家之婦ヲ妻トナシ住給フ、然ルニ若宮二人誕生アリ一之宮ヲ自天親王ニ之宮ヲ忠義親王ト奉申、圓滿院紀州ニテ敵ノ爲ニ討レ給ヒシヨリ、空固ノ宮二人ノ若宮諸共密ニ川上エ隠レ給ヒ、三ノ公ニ御座アリ此所ニテ崩御、則此山ニ御廟所アリ。」あるなり

又川上村大字井光舊名碇伊藤某所藏 ○吉野郡舊記○寫本一冊 著者未詳に 空固王萬壽寺にて還俗と成、伊勢黨公文庄司黨ニ紀州に越敵の爲に追擊せられ、伊勢北畠臣朝野民部、和田將監、伊藤祐國、東小次郎等始め難を忍び玉ひ、江州山奥甲賀郡君の畠へ行玉へ民家に安居し玉

へり、空固王君ケ畠民家ノ婦を妻こ成住せ玉ふ、爰に若宮二人御誕降被爲在事。一の宮自天王 二の宮忠義王

空固王奉始若宮集合者敵の爲に、爰文安五年戊辰八月君ケ畠出發せられ、吉野郡河野郷伊藤宅に假宿り奉守護、敵之追擊を恐れさせ給へり、入の波奥三之公皇居へ被忍行座御案居と云こあり、同家所藏、伊藤小倉系圖に

時宗 嘉吉三亥九月二十四日、京トヲ山モンニテ、ヲンミヤトウチシニス

時秀 同年キシユノナンテノガレ、空固王奉ジテ、ゴヲシユキミケハタヘ第一忠臣、ノ

チ川上ヲク三ノ公ヘ奉ジ入、ゴザトコロヲサダメルこあり、譯すれば、

伊藤時宗は嘉吉三年九月廿四日、叢山にて天基親王と共に討死すこ云○御寶物由來ニ依ル 時秀は同年○嘉吉三年空固王紀州に越されたる所、敵に追擊せられ、伊藤時秀、此難を遁れしめ、王を奉じて江州甲賀郡君ケ畠へ落し、夫れより後川上奥三之公へ奉じ入、御座所を定めたる第一の忠臣であるこ云○吉野郡舊記二冊 此系圖は堅く秘して他見を許さずこ聞く、然るに明治三十二年高知縣人武内某の著す、南山義烈史に是等を掲載せり、吉野郡舊記を熟覽するに、文化の頃地方人が作れる、吉野舊事記寫本一冊に加筆して郡舊記こしたるに過ぎず、本書を閲るに往々誤脱の文字あり、又江州甲賀郡に君ケ畠なし、君ケ畠は愛智郡小椋郷に在り、今滋賀縣愛智郡東小椋村大字君ケ畠と云、余曾て此地に入り大字蛭谷君ケ畠等の、寺院舊家に

て古文書其他の物を取調たる上、村老に親しく南朝の王子に關係ある事を問ふも、口碑傳説にもなく唯各地に、惟喬親王に係はる古文書等あるのみ、是ごとも後人の偽作にして信じ難く、往年君ヶ畠より本地師が、吉野郡に來り川上郷高原村に居住せし事あり、是等の本地師より携へ来る、君ヶ畠藏皇山金龍寺(曹洞宗)所藏文書、同村大字筒井の、筒井八幡宮より出す公文書等を、好事者の附會して吉野郡の事を作成するあり、是等の事實調査するに於ては、到底縣廳郡衙の椅子に凭り、地方より徵發せる古社寺の文書を探りても、判断爲し難く自費を抛ち草鞋を着て、山川を跋渉して始めて眞偽を知る事を得べし、地方より徵發する社寺の由緒には、往々間違あり神職僧侶の他より職に就く者、氏子檀徒總代より由緒の誤謬あるを知らず、之れを訓令に應じて其儘差出せる者、或は、町村役場吏員が知た顔に訂正して出すもの、又は學校教員に囑託して誤らるゝ等種々あり、併し實地に就て調ふるも、正義なれば唯見るのみなり、余は既往入之波より險を冒して溪を涉り、三之公山の各所を探り、南朝遺史の著者役場吏員等の、此地を取調て印を残したるを見たり。此三之公を、南山皇統記に三ツ公としたるは訝しく、又伊藤某の藏書に、川上朝拜實記由來と題せる一巻あり、此書は川上村朝拜の根源を示せるものゝごとし、同書に

一享徳元年甲申二月五日を始め、川上奥三之公假御所に於て執行す、是を南朝帝位百ヶ年の朝賀とぞ稱す

一此時三之君御所に於て御還俗宮奉始若宮兩親王、享徳二癸酉年六月十八日まで、追々尙高宮は假御所に於て御降誕被爲在、此奥山にて百十有ヶ年始修御安座の姿に覺させ給ふ事、諸國忠臣の大小名へ祝賀の事を觸達したり」とあり、此朝拜實記由來は、文化十三年に逝去せし、川上郷碇村伊藤清左衛門(清内)の筆記にて、三之公の作説も推測さるべし、三公神社祭神の事は、空因親王墓の條に辯明す、志料を編輯するには一方に偏せず、川上村の舊記を能く討究して、是等を擧ざれば却て同村の偽造を公表することになれり、若し地方人が囑託せしも史蹟に筆を執る者は親く諭し、稽へ無くして掲載すべきにあらず、然れども史に盲き者なれば詮すべきなし

佛寺

(本文)

金剛寺 川上村大字伯母谷ニアリ、一二中寺ト稱ス、本尊地藏ヲ世ニ拋地藏ト呼フ、故ニ地藏堂トモ稱ス、役小角ノ開基ト云フ、舊境内ニ自天親王ノ墓アリ

金剛寺は高野山の末院にして、昔より神之谷に在り何故に伯母谷ニせしや、著者は之れを知らざる歟

(本文)

龍林寺 北山ノ小瀬ニアリ、一二龍泉寺トモ稱ス、遺經ノ跋ニ寶德二年庚午之秋建當寺ト見ユ、然ルニ吉野山志ニ南帝皇居ノ故蹤ヲ捨て、佛寺ト爲ス」トスルハ非ナリ、但南帝ハ自天親王ヲ謂フ、南朝系譜ニ空圓親王ノ一宮、父君薨シ給ヒシ後ハ庄司公文等郷士共之ヲ守リ奉リ北山莊小瀬村龍泉寺ニ忍ハセ三種神器モ川上ヨリ共ニ移シ奉リ其時詠ジ玉

御詠歌「ノカレ來テ身ヲ奥山ノ柴ノ戸ニ月モ心ヲ合セテソスム」ト即チ是ナリ、當寺ニ親王ノ神牌アリ、其文ニ當寺

開基南帝自天勝公正聖佛神位、康正三年丁丑十二月二日ト、親王ノ事跡陵墓ノ部ニ詳カナリ

龍林寺北山ノ小瀬ニアリミセしもの、始めて此志料に見る、其上假名まで附たり、著者は何の書に依て出せるや、且つ遺經ノ跋ニ寶德二年庚午之秋建當寺ト見ユ、ミセシは大和志より引しも、後人の加筆にして寺に何等の徵證なし、當寺の事を探討するに、長祿元年十二月二日、一宮薨する後、御英靈を弔はむ爲め佛刹ミ爲し、遺臣道信者を以て香華を供へしめ、寛永年中山城國久世郡宇治興聖寺の門末に屬す、夫の遺教は五部大乘經の中にありて、

一宮二十三年忌に相當する時之れを納め、延徳元年道信者何々ニ當時の筆蹟にて見ゆ、北山も川上ニ隣村なれば、御寶物由來など早く輸入され、其眞偽を知らずして全文を北山舊記に載せ、村民明治に至る迄尙ほ其舊記に依り専ら自天親王ニ稱せり、然れども川上の如き、南朝忠臣の筋目云々を言ひ、菊花御紋章附たる麻上下も着せず、朝拜も組織せず、専ら意を林業に就事せるものゝ如し、故此地に入て文書取調るも尠し。

大和志料 吉野山志ニ南帝皇居ノ故蹤ヲ捨て、佛寺ト爲ス」トスルハ非ナリ、ミシ但南帝ハ自天親王ヲ謂フ、ミテ一方を取り一方を捨て、又南朝系譜を引證して、文を飾り其末に、當寺ニ親王ノ神牌アリ、其文ニ當寺開基南帝自天勝公正聖佛神位 康正三年丁丑十二月二日ト」ミするは、蓋し大和志吉野郡佛刹の部にあるものより此に出せり、同書を擧れば、龍川寺 在北山莊小瀬村山號王住傳云、南帝皇居故蹤捨爲佛寺有神碑欵曰、當寺開基南帝自天勝公正聖佛神位康正三年丁丑十二月二日、遺教經跋曰寶德二年庚午之秋建當寺」ミあり此書は、享保廿一年京都書肆柳枝軒にて出版し、始め越前關祖衡編纂せしも稿脱せずして卒す、丹波の並河永此後を繼て著せしも、完全せしものにあらず往々誤謬ありて史家の笑ひを免れざるものあり、當寺に古くある御靈牌に、當寺開基南帝王一宮自天勝公止

聖佛」^ニありて、其裏面に 康正二丁丑歲十一月二日 潛川四世泰岸代改之^ニあるなり、泰岸は寶永より享保年間迄の住職にして、寛永年中興聖寺の末寺^ニなり、萬安和尚を開山としてより四代目に當れり、此時御靈牌を改め謚號^ニせし、自天勝公を加へ尙ほ尊敬の意を以て、正聖佛も添へたるかと觀察せらる、此時代既に川上より御寶物由來輸入され、これを舊記に載する者もあれば、當時に古來よりあるものを改め、後人を惑すに至りしなるべし、卓上に史蹟を論ずる輩是等を看破すること能はず、唯書籍を搜りて漫りに編輯し、益々誤謬を傳へるに及ベリ、南朝系譜^ニ同じき、川上郷御寶物由來等を記さば、志料の引證も明かなるべし ○川上郷御寶物由來 自天親王、空固一之宮、父君三之公ニテ崩御ノ後、八庄司公文、加藤、伊藤ノ侍申合、同郡北山小瀬村龍泉寺ニ忍バセ、三種ノ神器此處ニ奉守、自天親王此處ニテ御詠歌ニ「遁れ來て身を奥山柴の戸に月もこゝろをあはせてぞすむ」^{一子 文安元甲子 年十一月五日誕生} 一母ハ近江甲賀郡山村の女、姓氏詳ならず、空固王病卒の後、伊藤、加藤公文庄司等談合し、北山郷の桂庄司をたのみ小瀬村に假に一所の館を造作して、是に神寶をも入奉り、自天の住所に定たりし、自天のよまれし和歌、土人の口話に存して烏有^ニなら

ず、のかれ來て身をおく山の柴の戸に月も心を合せてぞすむ^ニあり又同家の藏書^ニも聞く寫本、起立系譜(卷物)に左の如くありて少し異れり、(起立系譜)空因王ハ康正元乙亥正月心痛ニ罹リ薨サレ賜フ、御歳四十五歳ニ^メ三之君ニテ墳墓ナリケラス、此處俗稱シテ三之公ト云山之字也

自天王^{御諱ハ 空因王第一品親王 尊秀}_{空因王第一品親王} 永亨十二乙申二月五日生 御母ハ近江國甲賀郡深山ニ有山村氏ノ女也、爰ニ、空因王病卒ノ後、桂、秋津、木戸、井戸、和田公文八庄司、談合ノ上北山ニ仮館アリ、是ヘ、神璽始尊秀王奉移奉稱北山宮^ニある此書は明治十五年以後に作成したるものなるべし、川上村より出たる由來記にも、尊秀王^ニ書たるものなし、明治廿五年吉野郡龍門村の人林嘉三郎、南朝遺史を編輯し、大阪の碩儒藤澤南岳氏校閲せらる、南朝遺史^{版本和製 三冊アリ} 卷三、康正元年の條^{帝南} 天靖十三年、二月五日、太上天皇尊義崩御、^{年四} 三ノ公山ニ葬シ、高福院ト謚ス地民勸請シテ、三ノ公大明神ト崇メ奉ル^{起立系譜 三ノ公八幡トモ稱ス 南朝系譜 今ニ神社修理アリ} ○尊秀王ハ、父王崩御ナシ玉フテヨリ、宮方ノ軍勢ヲ驅り催サント、北山ノ莊大河内ノ御所ニ遷ラセ玉フ、尊秀王此ノ御所工幸シ玉テ御製 遁れ來てみを奥山の柴乃戸につき^ニこゝろをあはせてぞすむ^ニあり、南朝遺史の著者は、起立系譜^ニ南朝系譜を引證に舉、伴信友の殘櫻記より、

尊秀王北山ノ莊大河内ノ御所ニ遷ラセ玉フミセり、王に對し崩御、御製ニ由來記其儘用ひたり、又川上郷御寶物由來、吉野郡舊記、伊藤氏系圖等に、空固ミありしは、筆者が空因の行書を讀誤りたるなり

川上郷にも南朝皇孫に關する遺蹟を保ちながら好事家の爲に攬亂されたり、神之谷に南帝王社のありし事和州舊跡幽考等にも出たり、且つ幽考に當社は後醍醐天皇第七宮にぞおはします、」あるは誤りなり。按に自天王を祀りしものなるべし、又北山にても瀧川寺より遙か離れたる地に、北山宮を奉祀せしが當時幕府に憚りたるもの歟、郷民古きより若一王子ミ稱し、明治の初年橡木神社ミ爲し、二十六年官幣大社吉野宮の境外攝社ミなるに至り、

北山神社ミ改稱せられて社格は村社なり、

昔時は社寺共に郷民等の支配に依り由緒を誤らるゝ事往々あり

陵 墓

(本文)

東河墓 川上村大字東河ニアリ、後龜山帝ノ第一皇子實仁親王ヲ葬ル、祠唐ヲ住吉大明神ト稱ス、コ、ニ葬リ奉ル由來左ノ記錄ニ詳カナリ
南山皇統記曰小倉院後龜山帝ノ第ノ宮譲寛仁父君崩御ノ後北方ノ違約ヲ逆鱗坐シ蟲食滿雅奉觀明永享元九月義兵ヲ舉ケ離雄未レ決シテ病死ス八庄司公文ノ輩十津川の郷士南帝奉ニ守護御覩慮如何在ケン蟲食至時ト降參シテ嵯峨ニ歸御ス因茲久我内大臣殿伊勢ヘ下向在テ教具顯雅ヲ宥テ曰六軍不レ止則下民ノ歎鋒乃ラ藏メ和ヲ以テ黎氏ヲ惠メヨト於是北畠許容メ和睦ス于時應永十二年九月。小倉院再南山ノ奥、川上ニ潛居御座シ此所ニ御廟東河村ニ在リ奉レ崇ニ大明神。吉野山志曰實仁親王墓山院東河村ニアリ後龜山院第一ノ宮ナリ南朝系譜云父帝崩御ノ後再ヒ南朝ノ世ニナサント伊勢ノ國司ヲ賴ミ八庄司公文ノ黨ト心ヲ同シテ軍ヲ起セシカ北朝ニ打負ケ降參ス□□ニ住ミ玉ヒシカ後吉野ノ川上ニ移リ給ヒ、川上ニテ薨御、此地ニ葬奉リ村民崇祀シテ住吉大明神ト號シ奉ル又小倉院ト號シ奉ル

川上村内に東河墓ミ名稱するもの未だ聞かず、故更に東川の文字を改め東河ミする如きは訝しく、志料が此條に引證せる、南山皇統記は殆んど前後して論にならず、吉野山志は假作なるべし、南朝系譜は、川上郷御寶物由來ミ同種類なり、御寶物由來に小倉院、後龜山院第一之宮、諱實仁親王ミ奉申、御父君崩御之後、南朝之世ニナサント、伊勢之國司ヲ賴、八庄司公文之黨同心シテ戰シモ時不至、小倉院ハ降參シタマヒ、其後嵯峨ニ住給フ、若宮三人有リ、一之宮ヲ天基親王ト奉申、二之宮ヲ圓滿院ト奉申、觀修寺ノ弟子ト成リ給フ、

第三之宮ヲ空固親王ト奉申、萬壽寺之僧孤海和尚之弟子ト成、金藏主ト奉申、小倉院ハ嵯峨ヨリ吉野ノ奥川上ニ住給フ、則川上ニテ崩御、御廟所東川村ニ有、住吉大明神ト奉崇」
○南朝遣史は之れを助けて曰、嘉吉二年壬戌正月四日、實仁親王小倉ノ御所ニ於テ
薨ズ十六年。小倉院ト稱ス、鄉民勸請シテ靈ヲ、住吉大明神ト崇メ奉ル。」ミセリ、著者は巧みに東川村を小倉ノ御所とす、此に實仁親王の薨日と年齢を入れたるは、南朝皇胤紹運錄を附會したり、紹運錄竹口榮 齋著に良泰親王中略勢州岩田合戰、滿雅朝臣死節、宮方威漸微終降参、良泰歸京落節、入嵯峨招慶院、號小倉御所、後亦走南方住紀州牟婁郡北山云々葬玉川、嘉吉三年正月薨年六十四歳。」ミあるを取り、良泰を實仁と爲し、嘉吉二年を二年として干支を加へ、正月とある處へ四日の日を入、號小倉御所を小倉ノ御所ニ於テ薨ズとす、葬玉川も不都合なる故、鄉民勸請シテ靈ヲ、住吉大明神ト崇メ奉ル。ミ轉たり、此紹運錄は確實なる書にあらず、寛成親王と良泰親王を混同せる等の誤謬あり。

後龜山院天皇第一皇子に、實仁親王と申御方なし、實仁親王は、後小松院天皇第一皇子にて、始の御名は躬仁ヒトヒタシと申て、應永十九年八月廿九日受禪、同廿一年十二月十九日即位、正長元年七月廿日崩御あらせられし、稱光院天皇の御諱なり、是等の事を知らざる者が、川

上鄉御寶物由來を作りたるものなるべし、御寶物由來は、南帝九代として左の如く載す、
後醍醐天王、後村上院、長慶院、熙成院、此條に後村上院第三之宮諱熙成院親王ト奉申、建德五壬子年御即位此王代ニ當テ北帝ト御和睦有テ、三種神器北帝ニ贈ル大上天王之尊號保給ヒ、後龜山院ト奉申、」ミあり次に、小倉院、天基親王、圓滿院、空固王、自天親王。」
後龜山帝の御諱に院號あるも珍らしく又滑稽なり、小倉院の條に、二之宮ヲ圓滿院ト奉申、觀修寺ノ弟子ト成リ給フ、には驚き抱腹絶倒せざるを得ず、此は筆者が圓滿院とあるを、御子の御名と見たるなるべし、此圓滿院、觀修寺共に、宮門跡の一にして法親王住給ふ、圓滿院は、天台宗にして、村上天皇第三皇子悟圓入道親王、山城國愛宕郡岡崎村に創建し給ふを、天文年中近江國園城寺内に移せり、勸修寺は真言宗にして、醍醐天皇の御生母藤原胤子の御願に依り、昌泰三年承俊律師、山城國宇治郡山階の地に創立せり、而して圓滿院宮御二方ありしも、後龜山帝の皇孫に在さず、○諸門跡略傳に、圓滿院、圓悟南朝五常院宮、後村上帝、子說成、親王息○諸門跡譜には、圓滿院、圓胤大僧正皇太子泰成親王御子、從二身阿闍梨任大僧正文安四年十二月還俗起兵、戰破沒。」ミあり○圓滿院門跡御歴代にも、尊濟法親王——圓悟——圓胤——尊雅。」ミあるなり

後龜山院天皇の皇子、良泰親王を小倉宮と申せど、小倉宮は御二方ニ在せり、伏見宮御藏本
○建内記○萬里小路内大臣藤原時房記錄に、嘉吉三年五月九日癸亥後聞、南方小倉宮、後醍醐院玄孫、後村
上曾孫、後龜山院御孫、故恒敦宮御子、去正長比出卉伊勢、依懇望歸京之後、以子息爲
普廣院御猶子、入室勸修寺門跡、其身得度、法名聖承云々、俗名可尋之、近年自嵯峨移
住下京邊給、近日所勞邪氣云々、圓寂云々。」○あり、故恒敦宮良泰親王は、後龜山院天皇
の皇子にて、南北合一の時、父帝に從ひ吉野より嵯峨に歸り、小倉山麓の御所に在す故、
少倉宮或は小倉殿ニも稱す、其御子の聖承ミコトをも小倉宮と申せり、正長元年七月廿日、稱光
院天皇崩じて嗣なし、小倉宮は其御子（後勸修寺門跡權僧正教尊）をして、皇位に即かしめ
んニ欲し、密かに嵯峨を出で、伊勢に走り、國司北畠滿雅に謀り兵を起し給ふも利あらず、
滿雅戰歿し宮は終に幕府と講和して、復た嵯峨に歸らせ給ひ、父子出家して兄宮を將軍義
教の猶子ミコトとして、勸修寺に入室せしめ、尊聖大僧正の資ミせられ、其弟宮も同時に萬壽寺
にて薙髮せしめ、此時の始末を付給ふも、小倉宮薨モリせられし後、此兩宮は日野有光と謀り、
嘉吉三年九月廿三日内裏を犯されたり、小倉宮入道聖承の薨去せられし事は、當時の主上後
花園院天皇御父、後崇光院御筆看聞日記に、嘉吉三年五月七日、聞今日南方小倉殿逝去云

々、遺跡は勸修寺門跡へ被付云々。」○あり、建内記と符合する處なり、嵯峨より下京邊に
移住ミタマツざれば、萬壽寺を云へり、更に吉野郡川上郷へ移られし事はなし、又た小倉院一之
宮天基親王ミコト爲し、嘉吉三年九月山門ニテ討死シ給フ。」○せしも、此天基親王の事は實錄
に見へず、唯○南朝紹運圖○天野信景著に、天基天王、○南朝皇胤紹運錄、良泰親王條に、以泰
仁爲繼ミタマツ空憤趣伊勢、右近中將滿雅朝臣奉之爲君主、稱南皇爲僭天基天皇。」○ありて
教尊の條に母同義仁、俗名泰仁ミコトす、明治十年元老院編輯の纂輯御系圖には、教尊の兄に
繫けて、義仁王之僭稱也ミコトすれど、以上何れも、櫻雲記、南方紀傳等のものより臆測した
るに過ぎず。

昔し田舎者の筋目争ひと言ふを祖父より聞けり、且つ川上郷にも此弊害ありと見へ、東川
村今川上村大字東川に所藏する、神社由來古格記ミコトある文書に、左の如くあり、

長錄二寅年始

一住吉明神 長錄之丑年ニ自天親王奉葬御陵有之修復ハ

七保九ヶ村賄ひ高佐之中茶烟貳ヶ所山貳ヶ所住吉附ニ而右四ヶ所共高佐垣内支配ニ而
神主ハ永々高佐垣内ニ勤可申事 宮地壹反八畝拾步也

又た宮拜殿における名開古格式之事と題せるものに

長錄二寅年始

一住吉明神 御酒壹升其年神主へ渡す

但シ自天親王奉葬祝籠依之修復ハ七保九ヶ村賄ニ御座候中茶烟貳ヶ所并山貳ヶ所住吉

附除地其年神主支配地也

住吉境内 拾間五十五間 有之もの也

依之當村筋目ニ申者九人衆六人衆ニ申に今有ル多人數ニ相分レ七月十七日名開之時ハ

筋目ハ脇差並足袋はき可申候其外ハ左之儀法度候條

但シ酒盛者五献ニ三獻目ニハ名ヲ開キ可申事

尙又初獻相濟候ハ、酒壹升番人へも祝ひ遣し可申候

以 上

吉野郡東川村

五 垣 内 役 人

元錄十三辰七月改之書寫

右の文書は吉野郡にて俗に傘紙(傘張紙)に記載す、住吉神社の外に神社記載あるも之れを略せり、紙の継目に實印を捺しあり、蓋し此文書は當時のものにあらず、後人の偽作なるべし、此文書に依れば自天親王の御墓は、神之谷ニ東川の一箇所にあるなり、又東川の事に寄せ、南帝由來記と題し、北鹽谷大西助五郎の事ニ近東彌惣の事を小説的に載たるものあるを見たり、繁文を以て之れを省く、東河墓なるもの好事者の偽作なるこそ、是等の文書を見ても明かなり、又後龜山院天皇の皇子に實仁親王もなければ論を俟たず、然るに南朝遺史に倣ひて、大和志料に擧げ、尙甚だしきは大正四年九月發刊せし奈良縣吉野郡役所編輯の、奈良縣吉野郡治一班非賣品にも亦是を載せたり、東河墓、川上村東河ニアリ後龜山帝第一皇子實仁親王ヲ葬ル祠廟を住吉大明神ト稱ス。とするは何の爲ぞ、私人の著書なれば兎も角、公衙の刊行として根元誤れる史蹟を編して發行するもの、蓋し此間何等の消息あるべきか疑なき能はず。

〔本文〕

空因親王墓 川上村大字鹽葉ノ奥吉野川上三ツ公山ニアリ、親王ハ後龜山院ノ御孫ニシテ即チ實圓親王ノ第三子ナリ、コニ葬リ奉ルコト既ニ三公神社ノ下ニ詳カナリ

實圓親王ニありしは、實仁親王の誤りなるべし、三公神社の條に、南朝小倉院第二子空圓

大和志料辨妄 吉野郡の部

親王ヲ祭ル」[○] とあり、然るに此に空因親王墓[○]あるは、空圓の墓なる歟、萬壽寺僧、空因、金藏主還俗の改名、尊秀[○]古記に見ゆ、空圓[○]載せたるものは、○南帝系圖[○]著者に空圓、初禪僧爲[○]萬壽寺孤海弟子[○]號[○]金藏主[○]依[○]日野一位有[○]親隱謀[○]還俗、入[○]吉野北山[○]爲[○]南方主[○]嘉吉三年七月爲[○]大内氏[○]被害、一云東寺長者補任所謂高秀者蓋此人也[○] とあり、又た○南方記[○]著者に、勸修寺宮權僧正教尊弟、萬壽寺宮、初成禪僧孤海和尚弟子トナリ、空因ト號後還俗シテ、日野有光依[○]勸入[○]吉野[○]稱王、嘉吉三年七月、大内ニ夜討シテ、奉[○]神靈於[○]山門[○]討死[○] とあり、萬壽寺の金藏主尊秀王は、嘉吉三年九月廿三日夜、京都の内裡を襲ひ、三神器を取出させたる大將にして、勸修寺門跡教尊の弟なり、此宮は御父小倉宮入道聖承に從ひ、嵯峨より下京萬壽寺に移りて住居せられ、嘉吉三年五月小倉宮薨去の後、兵を起すに方り御名を尊秀[○]號せられ、其頃萬壽寺は六條東洞院に在り、從一位日野有光の邸も東洞院にありたれば、日頃有光[○]交通し結托せられたる結果なる歟、○續神皇正統記[○]著者宿禰[○]小観に、嘉吉二年九月廿三日、今夜凶族等内裏に亂入て、一手は清涼殿にのぼり、一手は局町より攻入つて放火せしむ[○] 〔中〕これより凶徒は山門に取上で、子細を牒送す、南方宮を取り立申儀也云々、[○]此宮は萬壽寺僧[○] 東洞院一位入道くみし侍しそあさまし、[○]山上には使節等各馳伺あひ

だ、以下或はうたれ、或は自害すれば」[○] とあり、○大乘院日記目錄[○] 大僧正[○] 著者[○] に、嘉吉二年九月廿四日、夜内裏炎、惡黨所爲也、神靈等紛失、南方金藏[○]迄日野一品入道父子、其外濟々、於[○]山門並京都[○]被[○]殺害[○]了[○] とあり、此書は何れも史家の信據すべき實錄にして、奈良大乘院尋尊大僧正は、攝政一條兼良卿の子なり、永享二年八月生康正三年六月、大僧正に任せられ、永正五年五月寂せらる、享年七十九[○]古誌にあり、又當時の事を傳へたる。天地根元歴代圖[○]著者[○] に、嘉吉二年癸亥九月廿三日、日野殿謀反、禁裏へ夜討放火ス、南帝ノ一族ヲ取立テ、金藏主[○]既ニ成[○]太上皇帝之位、引率凶徒、楯籠収山中堂、同廿五日山徒率[○]官軍[○]攻[○]中堂[○]金藏主[○]日野殿討死矣[○] とあり、○後崇光院看聞日記、嘉吉二年九月廿三日の條に、抑南方謀反大將、號[○]源尊秀[○] 其外日野一位入道、與[○]力之[○]惡黨數百人、山上へ登て、奉[○]成[○]臨幸[○]之由披露云々[○] とありて、同書に廿四日附にて、山門へ仰せられし、朝敵追討の綸旨を載せて、今般凶徒濫吹事、前代未聞之處、如[○]山門事書者、號[○]源尊秀[○]奉[○]成[○]臨幸[○]之由、相觸衆徒云々[○] 造意已露顯、事儀絕常篇[○] とあり、又同書に、日野禪門謀叛意趣何事乎、息女權典侍禁中祇候、旁不思議事也、此外公家人同心云々[○] 不及[○]謂[○]山名野[○]心日來風聞之間存内也、細川も同心、山名縁者之間無[○]不審[○] 凡物言繁多、是へも去夜惡

黨一手欲亂入而失方角、不參之由後に聞、幸運之至、併神明佛陀加護也、老後運命相殘、喜悅千萬也、略其後山門重注進、南方人主と稱する人法師也僧躰之宮々、日野一品禪門以下凶徒討取、其頭ごも上洛、少々は沒落云々。こあり、○東寺長者補任に、嘉吉三年九月廿三日子刻、大内悉燒亡、東西棟門計殘、付火也、其夜近衛殿御幸、寶劍内侍所ハ三條殿取出被申進上之、神璽ハ此時ヨリ不見云々、三百人計亂入付火之間、其後糺明之時、五十三人頸切之、殘者共山中堂籠、山門又押寄、大將南方高秀也、頸取之、其後日野東洞院父子掲捕切之、同意之人也、○東寺執行日記に、嘉吉三年九月廿三日、子刻、大内悉燒亡、中南方高秀沙汰之中、署廿六日、山門中堂籠所ノ者共、五六百人悉責亡、生取九人、頸四、山門ヨリ取進之、其後京中ニテハ、日野東洞院親子、御内方者九人、已上十一人ト召取之廿八日、六條河原ニテ五十六人頸切之、(此兩書尊秀ヲ高秀ニ作ル尊高國訓相通ス)○護正院文書比叡山塔中ニアリに、今度對中堂閉籠之朝敵人等、於戒壇院致合戰、被官人數多被疵、善養以下討死、虜及數輩、繼金藏主並日野一位禪門頸等捕進之條、尤神妙之由、所被仰下也、仍執達如件、嘉吉三年九月廿九日、沙彌花畠也護正院本也、以上は萬壽寺宮、空因、金藏主、尊秀王の御事蹟にして、當時の記錄日誌なり、斯くて勸修寺門跡權僧

正教尊も、因謀の嫌疑に依り召捕はれて薨す、之れ小倉宮第一の御子なり、○勸修寺歴代長吏系傳略記に、勸修寺第二十一長吏宮、權僧正教尊、贈太政大臣普光院源義教公御猶子實者南朝小倉宮入道聖承第一御子、後龜山院御彥、後醍醐院六世之御子也、宮大僧正尊聖資、永享二年十一月二十七日御得度、同四年補長吏、兼安祥寺々務天平寺檢校。こあり大僧正尊聖は、後村上天皇御孫にして、長慶院寛成親王の御子なり、御親戚の縁を以て教尊其御後を相續せり、○看聞日記、嘉吉三年十月一日の條に、抑勸修寺門跡へ、侍所代司大勢向、門主坊人等召捕云々、此宮南方小倉殿息也、同意勿論也、四條中納言參對面、□□□聞、勸修寺へ所司代寄來之時、坊人等□□□坊人數輩被斬、門主ハ可被流罪云々。こあり、○東寺執行日記は、嘉吉三年十月二日、勸修寺御宮方、今度大内燒亡者、此宮御存知申聞有之テ、當職參向申テ召取奉テ、京都へ御出了、御坊人十六人召トル、二人ハ當座死亡、已上十八人申之、慈尊院報恩院ハ先落ラレ畢ヌ、四日僧類藏主流罪相國寺客僧山門ニテ召取奉云々、攝州太田ノ邊ニテ奉切之、切手者原林申者也。こあり、看聞日記に南方人主と稱する人法師也僧躰之宮々。こあれば、萬壽寺宮一人にあらず、此時勸修寺圓滿院の兩宮も加はり、又た其外南方の皇族も在さむ、此中金藏主の比叡山に戦薨せられし事

こ、勸修寺宮教尊の捕はれ給ひし事は、當時の文書に據て確實なり、然れば萬壽寺宮空因が、江州甲賀郡へ落行給ふことなし、然るに南山皇統記、川上郷御寶物由來に、萬壽寺宮空因、嘉吉の騒動（二年九月）より、江州甲賀郡に隠れ、民家の娘に契り、自天王と忠義王との二方誕生在せしこ、小説的に記載ありて、同書、自天親王の條に、長祿元年十一月二日赤松黨の爲め北山に於て、自天王弑せられし年齢を十八歳とす、嘉吉三年より長祿元年迄の年歴を調べても、十八年にならざるなり、是等を以て一般を知らるべし

自天親王

自天親王墓 同村大字神野谷ニアリ、親王ハ空圓親王ノ第一子ナリ、コニ葬リ奉ル由來左ノ記録ニ詳カナリ

南山皇統記曰空圓親王第一ノ宮自天親王、父公崩御ノ後、桂莊司御瀬莊司、公文加藤伊藤ノ士同意ニテ北山ノ内小瀬村龍泉寺ニシノバセ給ヒ神寶奉ニ守護、于レ時赤松四氏當ル左京太夫滿祐嘉吉元年叛逆足利六代ノ將軍義教公ヲ奉レ討播州ヘ引籠、時ノ管領畠山持國、細川頼之兩人下知トシテ山名持豐播州ヘ來リ赤松責メ赤松打負テ滿祐以下討死、赤松ノ弟ニ同苗伊豫守義雅カ息ニ次郎三郎法師丸トテ幼少ノ男子アリ郎黨石見太郎左衛門尉雅介ト云者、浪人トナリ居タリ赤松家ノ滅亡ヲ深ク歎キ三條内大臣實量公ヲ頼ミ赤松南方ヘ赴キ自天親王ヲ討チ三種ノ神器ヲ可レ奉ル由申ニ依テ實量公ヨリ奏聞ニ達シ將軍家ヨリモ仰出サル然レハ神寶ツカナク取返シ北朝ヘ奉ラバ滿祐カ罪ヲ赦シ赤松カ家ヲ取立ツカハスヘク仰ラレ依レ之石見大ニ悅ヒ長祿五年十一月間島治郎政則、中村五郎祐丞兩人吉野郡北山龍泉寺ニ來リ透間ヲウカドヒ同年十二月一日恐多クモ自天親王ヲ奉レ害、御壽十八歳

○本書ノ押紙ニ云ク自天王御用ノ茶鎰御コボシ今ニ龍泉寺ニアリ古瀬龍泉寺御殿ノ鴨居、自天王ヲ弑シ奉ル時長刀ニテ立合給ヒシニヤ長刀痕アリ云云」。ト

間島中村ハ神器ヲ奪ヒ北山小瀬村ヨリ歸ル翌日ノ夜川上伯母谷村ニテ一泊ス其夜大雪降歩行出來難キ故兩人此所ニ滯留ス庄司至急此由ヲ使ヲ以テ川上加藤伊藤ノ者ドモヘ告テ曰先達自天親王北山へ隠レ龍泉寺ニ御座在ル所、今度赤松カ遺臣間島中村ト言者北山ニ忍入奉レ害ニ親王ニ手勢漸ク十人餘リ、神寶御首ヲ北朝へ渡サンコト殘念ナリ急キ村々ノ者鹽谷ニ向ヒ兩人ノ者ヲ討取、御首ヲ取返シ可レ奉ト村々ヘ告テ去ル依テ回文ヲ遣シ我先ニト馳アツマリ谷間山陰ニ隠レ居ルコト間島中村カクトモ知ラス通リカ、リシヲ此彼ノ谷陰ヨリ大勢切出相戰フ所、味方ニ大西助五郎ト云者強弓ヲ以テ一矢ニ中村ヲ射テ首ヲ討ツ其隙ニ間島ハ切抜テ神器ヲ擁シ都ニ歸リ北朝へ渡ス自天親王御首ハ取返シ川上郷ノ内神野谷大峯山奥野院金剛院境内ヘ奉レ葬崇ニ南帝ノ宮法名南帝一ノ宮自天親王勝公」

又曰南帝王一宮、毎年二月五日川上郷舊家忠臣ノ名々金剛寺南朝寺南朝ノ宮ヘ出仕イタシ又十二月五日御幣御酒御食ヲ供ヘ奉リ御位牌ハ郷中村々寺ニ安置奉ル○御位牌ヲ各村ノ寺ニ安置スルノ義舊家忠臣ノ名々ト申スハ八庄司公文加藤伊藤ノ何某ナリ抑モ南朝後醍醐天皇ヨリ九代ニ當リ南朝正統赤松カ爲メニ吉野ノ奥北山ニテ御命ヲ失ヒ給ヒ忠臣ノ輩何程カ見カ是テ歎キ楠新田ノ忠臣モ消失セ天下一統足利氏ノ世ト治ル草木迄モ思テナス去ルニ依テ川上郷ノ民君ノ恩ヲ忘レス敵ヲ討取り御首御鎧長刀ヲ取返ス今下賤ニ下ル此朝拜出仕家々系圖末代迄モ忠臣何某年々守護ノ輩可レ奉レ守ニ大切者也

御鎧 太刀 長刀 御鎧ノ袖 御兜

〔本文引證〕

長祿元寘十一月

吉野舊事記曰上略
南朝ノ皇統一宮吉野ノ奥北山ニ御座ス二宮ハ河野郷ニ兩宮共ニ此者ノ願フ所御許容有テ御心安ク仕奉ル間島中村等打悅フコト限リナシ相殘ル多勢ノ浪人共宇智郡ニ隱シ置ク比ハ長祿元年丁丑十二月二日ノ夜大雪降ル油断ヲ伺ヒ攻奉リ一宮ヲ北山ニテ丹生帶刀左衛門同四郎左衛門兄弟討奉リ神璽寶劍ヲ奪取立出ルヲ御味方公文八庄司伊東加藤正下ノ一族北山ヨリハ桂庄司ヲ始メトシテ近郷土民集リ伯母谷ニテ戰フ此時御料庄司成正神器ヲ取返シテ南方ニ奉納シ戰中ニ進ミ丹生屋四郎左衛門ヲ討取り終ニ前後ノ敵ニ被ニ取卷ニ爲敵死ス此隙ニ近郷ノ土民帶刀左衛門ヲ討取残黨ヲモ或ハ追拂或ハ討取御首神器ヲ取返ス

大和志料辯妄 吉野郡の部

111

後ノ敵ニ被ニ取巻一戰死ス因茲土民感ニ其心。庄司カ死骸ヲ白川里ニ葬リ御料大明神ト稱ス。吉野山志亦曰ク御料庄司墓ハ白河渡村ニアリ吉野八庄司ノ一人ナリ康正三年十二月二日赤松家ノ臣自天親王ヲ害シ御首甲冑神器ヲ取り北山ヨリ伯母谷村ヲ過キントスルトキ御料庄司成正防戰シテ一旦神器ヲ取返シ終ニ討死ス因テコ、ニ葬リ崇メテ御料明神ト號ス。トアレハ自天親王ヲ害シ奉リシハ丹生屋兄弟ニシテ之ヲ討留メ其仇ヲ報シタルハ御料庄司ナリ、然ルニ南山皇統記ニ眞島中村トスルハ非ナリ、中村等ハ第二ノ宮ヲ害シ終ニ大西ノ矢ニ殪レシモノナリ。

二ノ宮ヲ中村彈正討奉リ落行ヲ土民集リて入谷影岩下ヨリ川向ニシテ大西助五郎、東稱宗強弓ヲ以テ射落シテ因テ赤松家ノ浪人吉野山中嶮祖ノ地ニテ過半討取ケル然リト雖トモ浪人ノ中ニ小寺藤兵衛ト云者赤松家ノ一族ニシテ越智ト云者相語種々ノ秘計ヲ廻ラシ神器再ヒ奪取間島中村等ヲ以テ歸洛シ奉ル南朝ノ一ノ宮自天親王御首、神野谷金剛寺境内ニ奉レ葬營ニ小社ニ而南帝宮ト靈ヲ奉レ崇、二ノ宮忠義親王ノ御首河邊ノ尾崎ヘ葬リ住吉大明神トアカメ奉ル御料庄司カ首、白川ノ里ニ葬リ御料明神ト號ス因テ南帝宮ノ御鎧河野郷ノ住人伊藤、加藤、大西、東、正下等ノ一族戰功ノ印トシテ郷中配三分之一所持ス然ハ其裔在々アリ鎧ノ具御甲ハ七保九ヶ村草摺絆館ハ四保五ヶ邑、胴丸ハ六保九ヶ村江取分爲ニ重器。今ニ至テ所持ス因茲在々ノ爲レ長者其組江集テ毎年十二月爲ニ朝拜ニ御位牌並鎧ノ具令ニ拜見者也。

御位牌南帝王一宮自天勝公正聖佛康正三年丁丑十二月二日

白矢邑中寺ニアリ

ト見ユ、親王御遭難ノ年紀ハ南方記傳ニ長祿二年トシ櫻雲記ニ長祿二年トナシ、南山皇統記ニハ長祿五年トスルモ、吉野舊事記吉野山志及ビ白矢邑中寺ノ御位牌等ニ據リ、長祿元年ヲ以テ正トナスヘシ、北山龍泉寺ナル親王ノ御位牌ニモ當寺開基南帝自天勝公正聖佛神位、康正三年丁丑十二月二日ト記セリ、康正ハ三年ニシテ盡キ長祿ト改元スレバ其

三年ハ即チ長祿元年ナリ

〔本文〕

忠義親王墓 吉野山志ニ白川渡村川邊尾崎ニアリ。ト親王ハ即チ自天親王ノ御弟ナリ、コ、ニ葬リ奉リシ由來上ニ引ケル吉野舊事記ニ見ユ、南山皇統記ニハ二ノ宮忠義親王御廣高原村福原寺ニアリ、御位牌ハ一ノ宮ニ福原寺ニアリ長祿五年十二月夜自天親王同時ニ討レ給フ又手疵ヲ受給ヒテ高原村ヘ御隠レ坐シ其後御崩トモ云不詳、法名忠義大禪定門。ト見ユ、是非ヲ知ラス、但白川渡、高原共ニ川上村ノ大字タリ

自天親王墓ニは、是迄尊秀王御墓として、川上村大字神之谷にありしを、明治四十五年一月、後龜山院天皇皇玄孫、河野宮御墓と御決定になりしものを云ふ歟、大和志料の著者前には、金剛寺、川上村大字伯母谷にあり、舊境內に自天親王の墓ありとして、今亦更に此に出せり、此は別物なりや、且つ伯母谷と神之谷は川を隔て、二里の距離あり、又た引證に舉けたる、南山皇統記にも、長祿五年、長祿六年と故更に年曆になき年を加へ、如何にも古記の如くに擬せり、然れども焼直せば、原の地金顯はれて却つて醜くし、以下それ等取材の實體を示し参照のものを列載すべし

□川上郷御寶物由來

川上村藏書

自天親王、空固一之宮、父君三之公ニテ崩御ノ後、八庄司公文、加藤伊藤ノ侍申合、同郡北山小瀬村龍泉寺ニ忍バセ、三種ノ神器、此處ニ奉守、自天親王此處ニテ御詠歌ニ遁れ來て身を奥山の柴の戸に

月もこゝろをあはせてぞすむ（以上重複）

于時赤松圓心四代ニ當リ、左京之太夫滿祐ニ云ふもの、嘉吉元酉年謀叛を起し、足利六代之將軍義教公を奉討、播州へ引籠ル、時之官領畠山持國、細川持之兩人の下知として

山名持豊播州へ來り、赤松を責る、然るニ赤松滿祐以下討死す、弟同苗伊豫之守義雅が子に、治郎三郎法師丸にて、幼少の男子あり郎等、石見太郎左衛門雅助と云もの、浪人となり居たり、赤松が家滅亡を深く歎き、三條内大臣實量公をたのみ、赤松南方へ趣き、自天親王を奉殺、三種の神器再び北朝へ可奉由申、依之實量公奏聞を遂げ、武家へ達し、將軍家より被仰出候者、神寶無恙取返し、北朝へ奉らは滿祐が罪を免るし、赤松が家取立べき由被仰、依之石見大ニ悦び、長錄元年霜月郎等、間島治郎政則中村五郎祐直兩人、吉野郡北山龍泉寺に來り、透間を窺ヒ、同年十二月二日勿體なくも、自天親王を奉害、于時御壽十八歳、間島中村は神寶を持、北山小瀬村より歸り、翌三日之夜川上伯母谷ニテ一宿す、其夜大雪積り歩行難成、右兩人此所ニ而逗留す、然ルニ庄司急使を以て、川上の村々加藤伊藤之者共へ告て曰、先達て自天親王北山に隠れ、龍泉寺ニ御座所、今度赤松が郎等、間島中村と云もの北山へ忍び入、親王を奉害、手勢漸く十人餘りにて、神器御首を持、北朝へ歸る、是迄南朝に隨ひ今赤松が計略に、御命を失ひ給ふこそ、口惜き次第也、急き村々之銘々、鹽谷向ひに集り、兩人之者共を討取、御首を取り返し可奉ど、村々に告之、然ルニ依て、村々郷侍我先と寄集り、谷之影山之間に隠れ居る、間島中

村は斯とも知らず、此所を通り掛りしを、此この山彼しこの谷合より、大勢切て出で相戦處、味方の大西助五郎と云もの、強弓を持て彼中村を一矢ニ射落す、其隙に間島は切ぬけ、神寶を持京都に歸り、北朝に奉備

自天親王之御首、川上郷之内神野谷村、大峰山奥の院金剛寺境内に葬り、南帝宮と奉崇毎年二月五日、御朝拜と申、川上村々年寄共出仕致し、亦十二月二日、御幣御酒御供等を備へ、則金剛寺南帝宮へ出仕致す、御位牌は川上村々寺ニ建、御法名、南帝一之宮自天院勝公

御弟宮忠義王、空固之二之宮、自天親王討れ給ひ、川上之内高原村ニ隠れ給ひ、其後高原村にて崩御、則御廟所有、御位牌は、高原村福源寺に有

川上郷村々、年寄共申は、庄司公文加藤伊藤之何某也

抑南朝後醍醐天王より九代ニ當り、正ニ南朝之正流赤松が爲ニ、吉野奥北山ニ而御命を失ひ給ひ、忠臣之輩何程か是を歎き、楠新田之忠臣も消失、天下一統足利之世と治り、草木迄も恐をなしける、然ル而も川上之郷民、君之恩を不忘敵中村を討取、御首鎧太刀長刀迄も取返ス、然ルに今下賤ニさがる云共、此朝拜出仕ハ家之系圖、末代迄忠臣之

何某、年々守護之輩大切ニ可奉守者也

長祿貳年寅十一月

御鎧長刀太刀

御鎧の袖

御兜

六保九ヶ村
四保五ヶ村
七保九ヶ村

寛永二年迄ハ一所ニ有是ヨリ分ル

所謂川上村朝拜南朝忠臣の筋目ニ自稱せる大字左の如し

六保組

中奥、和田、神之谷、上多古、上谷、柏木、伯母谷、大迫、入之波、

四保組

武木、井光(舊姓)白川渡、井戸、下多古、

七保組

西河、東川、大瀧、寺尾、鹽谷、迫、人知、白矢、高原、

以上川上郷舊廿三ヶ村なり

□吉野郡舊記 川上村大字井光 伊藤某所藏

長錄二年十二月二日夜、逆臣赤松郎等中村五郎祐直、間島政則丹生屋弟帶刀、五百餘人館御宮亂入爲丹生屋奉討御宮、忠臣郷士ノ者追討死者幾十人不知、中村首宮錦ニ包

之越北山伯母峠河野郷ニ到着、依之郷士等伯母谷に群參而逆賊ニ戰を、敵之足利伏勢丹生屋四郎左エ門ヲ將ト而顯戰、追而逆賊等三百餘名、此時伊藤加藤將ト而郷士の銘々投命、伯母峠之下より、戰討死者あり、敵將中村請重傷難身モ動入谷茲岩ニ寄、郷士荒手大西東等強弓ヲ以テ討留メ、御首鎧長刀等奪取十一月四日夜、河野郷金剛寺境内山中へ奉葬營小社而

南帝王百天勝公ニ御宮靈奉崇ト

山記曰長錄二戊寅十二月七日夜、敵將丹生屋四郎左エ門、三百餘名三之公襲仮御所八方ニ放火を、宮方難戰夜深更、奉忠義王尙高之兩若宮奉てヘ、無雪中山谷勞拔御所、附諸營一夢之烟ニ相果南朝裔而已。」ニあり

吉野郡舊記に引證として「山記曰」云々ニあるも、余は未だ曾て山記なるものを見ず、此も或は好事者の仮作なるべし

□川上朝拜實記由來 同

一長祿貳戊寅九月集る忠臣貳百五十人ニぞ云ふ也

一同年十一月三日三條赤松之家來成、中村五郎祐直間島治郎政則兩人を、御傍近く勤臣

にて參こそ恐敷、南方之御運之末そなりける、

一此逆臣之爲に、同年十二月二日夜討入途に、御討死とは哀れなる次第、實に伊藤木戸音無之黨は忠臣無二之者共者拔連戰ふ、此時赤松方之軍勢五百人余り、強勇熊野地より追々討入、北山及熊野所々にて、伊藤太郎左衛門兄弟、加藤久道木戸眞鍋、音無喜太夫兄弟等南方之忠臣所々ニ而討死す

一間島は是に依て、三種之神靈を奉して、赤松黨熊野地より伊勢ニ免れ、右門三郎案内にて無恙北朝ニ歸る

一中村ハ勿體なくも、一之宮御首を持たる爲に、忠臣等にさゝへられ方角取違し、川上ニ登り伯母ケ峠を越ゑて、三日夜伯母谷へ向ひ歸ること嬉しけれ

一十二月三日將監之しらせニより、五日之朝より戰となり、川上之内ニも北方之廻し者、五十三人入込ありたる事にて、所々戰ひ其日之七ツ時ニ、鹽谷向ひにて大西助五郎、強弓に的りて中村を討取、御首を取かへしてこそ有かたけれ、此助五郎射たる矢之外三筋討込まれ共、矢に印なきを以て名前不知、此日賊黨を恐れ直ニ、神谷之金剛寺之山中に埋め奉り

一十二月七日、入之波奥三之公仮御所へ忍び入、夜半を見斗四方より火を放火して、燒討に逢ひ玉ふこそうたてけれ、甚無念云ん方なき御討死多く、殘黨之者雪氷を凌ぎ難くも、嶮岨岩間に落入散々に、親を見捨てを殺し落行こそ歎はしく、聞くにも涙之淵となる、末世に殘す燒櫻殘るは、谷川之水より外に知るべきなき、身之御末こそ運のつき成りニける

一毎年熊野川上に於て佛供養を奉るハ、此傳記に傳ふもの也

一長錄貳年此年文明八丙申、熊野川上北山寄集り、南朝御代々忠臣者、志を奉報事を量りしに、三之公に於て朝賀之節、御宮御喜悅給ふこそ、是より安き報志なしとて、朝拜式を三之公ニ於て被爲遊たる如く、御座川邊りにて式禮を執行する事、朝拜之始めなり、南朝傳來御武器代々之品、正面南面ニ飾り附、一月五日を以て拜賀之式する事、則文明八年丙申二月五日也、同年同月六日、熊野北山川上郷士年寄等、涙之袂を分ちて參會する事、今は強て逢事之なきニあり

正保貳年乙酉三月

那智黨

音無喜左衛門所持傳記也

一此年より年取締致し、御朝拜を相勤務不捨様誠ニ恐多く中略

一末世ニ到り郷士筋目之者、心得違を以て無筋之者共ニ縁組或は親類之附合致し申間敷者勿論、申合等をなす時は無筋同様、諸附合致し遠慮を申附る事

一依而毎年朝拜之節ハ、各村ニ筋目日記録ニ誌し相互ニ可致事 伊藤清左衛門

伊藤清左衛門は、川上村大字井光の住人にて、朝拜實記の筆者なり、川上郷の事に盡力して文化十三年に卒る、

□南帝九代後胤小倉氏略記 同

伊藤某所藏

忠義 空固王第二子 文安三年二月廿五日誕生

一母ハ伊藤公文五郎太夫祐國の女、民子はじめ自天と同じく、北山郷の新館ニ住居せり、自天害せられしこきハ十二歳ニてぞありし、其以後ハ川上郷ニうつり、高原村に住す、土人惟喬親王の遠き故事をひく、岡室御所と稱し、此舊地名の小倉も暗に、嵯峨の小倉の宮の稱呼ニも合するをもて、自他ともに小倉といふを用ひたりし、自天の所持せし、鎧、兜、太刀、長刀武器の類は、こことく伊藤の掌中ニあづけられ、文明六年甲午五月十五日、多病ニよつて心事を弟の尙高に附托し、これより唯山川の幽靜を樂しみ世念をすてゝ。文明八年丙申二月五日死去、三十一歳なり、高原村に墓あり、同ル。ごせり

村福源寺に位牌あり、又同寺に長錄二年十一月の古文書あり。ごあり
此長祿二年十一月の古文書は、暗に川上郷御寶物由來を示せり、是に由て該書の筆者も知らるべく、明治廿五年南朝遺史の著者は、下の如く載す、○南朝遺史、尊秀王の條、尊秀王ノ御兜、鎧、御太刀、長刀、遺臣取返シタルヲ岡室御所エ遷ラシ座ス所ノ、忠義王ニ奉ル。ごせり

岡室御所の事は、吉野郡舊記に出たり此に略す

□伊藤系圖 同

伊藤某所藏

祐國 應永十一甲申十二月二日生

一ノミヤ自天王二ノミヤ忠義王ホヲジタテマツリ三ノ公ニ入り長錄元丁丑十二月七日
カヘリチウノタメニウチデニス
兵衛入道 三ノ公ゴシヨニツメシユゴシタテマツリノチ入道ヲクニアリ
ワカミヤヲマモリカヘルナリソトキ伊藤兵エハ二十五歳ニテ父祐クニハカエリ忠ノ
モノ、タメニ長錄元年十二月七日三ノ公ニテウチジニトナリタレバ二ノ宮忠義王三ノ
宮尙高トモタテマツリ夜ニカヘリコノミヤマカクレモツタイナクモ南朝ノ後イン民カ

大和志料辯妄 吉野郡の部

トナランヲソレマタ一ルイウチシニタメニホヲシンシテノチ入道トナリインノナヲ
タカ幼年ナレバモトリキ尾女ニマモラセトキ足利ヲソレナレバ後チ伊藤五良太夫
祐國ト名ノル

一御守刀 ヒトフリ

一御守 南朝代々重ホヲコンシコンゴン字三巻ホカニカヅアリ

一箭弓 ヌレノツ、

右三品ナヲタカスケクニノカタミ伊藤家末代マデ重ホヲナリウチシニノ人伊藤祐國ヲ
始メ井口太良左衛門三ノ公ニテ京山門等一同六人ノウチジニ外力ヲ女壹人
女子三ノ公ゴシヨヲホヲジ長錄元三ノ宮ナヲタカホヲジテカヘル
女子三ノ公ウチジニ」
「あり

此伊藤氏の系圖なるものは、明治三十二年の冬、高知縣人武内護文編輯の、○南山義烈史
に依つて舉ぐ、同書南朝皇族系圖の末に、左の如く加へたり

尊秀王 母武内末裔山村氏女永享十二年二月五日生享德元年一月五日會群臣于河野殿舉朝儀號自天王康正元年入紀
伊一年北還吉野郡居北山莊神河里稱北山宮長祿元年十二月二日爲賊被殺年十八葬小倉莊妹脊山寺境内
忠義王 母同尊秀文安三年二月二十五日生長祿元年十二月七日河野殿爲賊所攻殿陷王遁匿井光里後入高原里文明十

二年三月十七日薨年三十五

尙尊王 母小倉公文伊藤五郎太夫祐國女寶徳三年十一月十日生後改名尙高長祿元年十二月七日逢賊雖隱井光里後恐
禍稱伊藤氏

此系圖は、殘櫻記と伊藤氏の系圖等より編輯せり、尊秀王の條に、小倉莊とあるは、川上
郷を云ひ、妹脊山寺は、神之谷金剛寺の山號を取て云へり、何れも虛構的の系圖なれば論
ずるの要なし、忠義王の名稱は、和歌山縣東牟婁郡色川村藏書、古文書

忠義押花

色河郷即

先皇由緒之地也、其龍孫鳳輦已幸大河内之行宮也、早參錦幡下可致軍功然者可有恩
賞者也、

天氣之趣如此矣

乙亥八月六日

色河郷總中

此外和歌山縣東牟婁郡に、熊野權現に納む忠義王立願文、湯川豊之丞へ賜ふ令旨等、紀伊
續風土記附錄、古文書十七冊の中に收め、其末に「以上いつれも覺束なし後人の作るべし」

こあり余は曾て和歌山縣廳に於て、其原本を閲覽せり、風土記に依て紀伊の各郡を探究するに、疑はしき系圖を所藏する家ありしも、中には學者の手入して牽強附會せるもの比較的に少し、然るに吉野郡に在つては、南朝は勿論、古きは天武天皇の時代に關する古文書あるも、概ね後人の偽作に係はるもの多し、空因親王墓の條に、志料の引證に對し古記實錄を舉たりしも、自天親王墓の實歷を見出す事少し、川上村に於て自天王を尊秀王と稱へ始めたるは、明治十五年以來にて是までは、自天親王より言はず、其頃吉野郡長玉置高良、川上村伊藤清内の斡旋にて、神之谷金剛寺の境内へ自天親王の碑を建る事になり、碑文を堺にありし土屋弘氏に託す、氏は此時御寶物由來と南木誌等より撰みしもの歟、文に王諱尊秀にあるより村民一同稱する事になり、隣村北山へも傳はり、又南朝遺史に轉載せり、碑文左の如し

自天王碑 明治聖皇繼天御寓、于茲十有五年矣、其一月、大和吉野郡長玉置高良、來謂弘曰、郡之川上莊有自天王墓、頃者郡中士庶胥議、欲爲建碑以表其蹟、畧中乃謹按舊誌、王諱尊秀、一稱北山宮、父曰萬壽寺宮於後龜山帝爲曾孫、幼在伊勢、逃禍民伍、後徙大和北山莊龍泉寺、擁神靈凡十又五年云、嘉吉ノ變赤松滿祐伏誅、國除、其遺臣中村貞友、上月滿

吉等、欲建功以興主家、乃詐來仕漸得昵近、長祿元年十二月二日夜、乘大雪、襲殺王、持神璽乃王首而遁、至伯母谷阻雪不能發、郡士爭出、要擊之、鹽谷村人大西助五郎、射斃貞友、餘賊委王首於途、獨抱神璽而逸、土人乃收葬王于神野谷金剛寺域中、證高福院建祠、每歲二月五日乃十二月二日、行祭典、至今不渝云此夜并戕王弟忠義王於河野、夫赫々皇孫、瑣尾流離、深山窮谷、僅保其生、而卒之斃于賊手、其慘何若乎、畧中銘曰、鬱彼南山、群峰矗々、境險人雄、三朝託躅、自天再繼、畧下明治十五年二月和泉土屋弘謹譔。こあり、此原稿の「此夜并戕王弟忠義王於河野」あるを抹殺して更に人を以て、東久世通禧伯に添削を請ふ、同伯爵は文を削り銘の文字を入れ替て揮毫せらる、其碑文、大和吉野郡川上莊有自天王墓、頃者郡中士庶胥議欲建碑以表其蹟、謹按舊誌王諱尊秀、稱自天王一稱北山宮、父曰萬壽寺宮中畧ス原稿ニ相似タリ每歲二月五日及十二月二日行祭典至今不渝云夫赫赫皇孫瑣尾流離僅保于生深山窮谷而卒斃賊手何其慘也畧中銘曰、鬱彼南山、群峰矗々、境險人忠、四朝託躅、四朝跡斷、維王再續、擁護神璽、于彼窮谷、嗟乎慘矣中陸軍中將二品勳一等小松彰仁親王題額、明治十五年十二月、元老院副議長正三位勳二等東久世通禧撰并書。こあり、土屋弘氏の原稿は、忠義王を入、三朝託躅とす是では、肝腎の自天親王川上郷御寶物由來に觸る故、

之れを削り氣に入らぬ文を除き、二朝を四朝にして、長慶院を加へ、實に得て勝手なる碑を建設したるが、是よりして南朝遺史も生れ、碑文迄梓に上りて吉野山で發行され、次に南山義烈史、川上村誌と追々編輯されたり、然れども事蹟の誤謬は奈何とも爲し難く、之れを改めるより道なし、今茲に大和志料の引證せる、南山皇統記、川上郷御寶物由來等の書を、根底より甄別せらるべき記録文書を左に舉て識者に質すべし。

長祿元年十二月二日の夜半、北山と同時に河野郷の御座所を襲ひ、二宮を弑せし赤松の遺臣、上月左近將監滿吉が當時の事を書き遺せる、文明十年の記録○上月記に

一綸旨并御内書等、當方御頂戴之間、中村彈正忠貞友被仰付之處、於兩宮御退治之事者、既可棄一命者、爭不達御本意乎、雖然至神靈出現之儀者、罷入于吉野山人數二度不可歸洛之條、神靈出現之事、不申領掌之奉返御内書等」とあり、斯く決死隊を編成して、主家の爲めに遺臣は大罪を犯せり、又同記に

長祿元年十二月二日夜半子、丹生屋帶刀左衛門尉、同四郎左衛門尉、於吉野奥北山、奉討南方一宮、同伺候人井口三郎左衛門致沙汰、賜御頸并神靈、此時雖抽忠功於伯母谷兄弟相共討死、被執返神靈訖」とあり

又此時の人數に加はる子孫、因幡守入道定阿が祖父よりの傳聞を書き遺せる、天正十六年八月、八十四歳の記録○赤松記に

長祿元年丁丑十二月二日の夜、子の刻大雪ふる御油斷の時を伺ひ、兩宮へ二手に成一度に攻入、北山にて一の宮をば、丹生屋帶刀左衛門、同四郎左衛門兄弟にて討申、御頭をば帶刀取申り、彼内裏の御たから、神靈をもどりてのき申り、吉野十八郷の者起り、跡より追ひ懸り間、御頭を隠し置り得ば、奇異なるとにて血涌上り、其血にてあらはれ、

兄弟共に伯母谷と申所にて致討死候、其時神靈をも取かへされり、」とあり

北山にて一宮を討ち奉りて、伯母谷に戦死したる、丹生屋兄弟の一族が、一宮及び兄弟の冥福を修せむ爲め、田地を寄進したる狀、今備前國和氣郡泉村安養寺に藏せり、其文書に

奉寄附安養寺田地事

公事錢六十五文

五斗代

一段作色

森彦二郎

四斗五升代

一段作色

公事錢六十五文 性持ノ五郎三郎方

五斗代

一段作色

室村太郎二郎

右色々所寄附申實正也、但南方帝王第一宮、長祿元年乙卯十二月二日並丹生帶脇彌阿彌陀佛、同弟四郎衛門妙珍禪定門、各々得三菩提佛果、拂遠六道迷忘者也、仍爲末代奉寄附如件

○上月記に

一同夜半子、於吉野山河野郷、奉討南方二宮、伺候人宇野大和守、高野山智莊嚴院弟子定順、同次郎三郎名字不知此四人討捕訖、大勢者不被入子細見前、討手着到次第不同於南方赤松左馬介殿御息間島彦太郎引二宮御袖

上月左近將監奉討二宮御頭舉中村彈正忠奉持二宮御頭於二路次討死中村次郎、上野小次郎、平瀬彦左衛

丹生屋豊後守

應仁三年丑二月晦日

正

賴押花

さあり、正賴は帶刀左衛門の子か或は弟なるべし、其親兄弟が主家の爲め、吉野山中に討死せし、長祿元年より應仁三年は十三年目に當りたるを以て、此菩提を弔ひしものならむ、是等の寄進状こそ眞情あるものにして、一宮を北山にて弑害し、丹生屋兄弟が伯母谷にて討死せし、確證として餘りあり、又長祿元年十二月二日、河野郷にて二宮を弑害せし事を、

門、平瀬小太郎、小谷與次、以上八人畧中

一一宮者在吉野奥北山、二宮者在同河野郷、中阻大山雖有七八里通路、入山人數互同

志、如此相達御本意者也

一加賀國數箇度合戰事并備前國新田莊合戰事、面々重而可被註申候、右此條々時宜有様大概如此、然入山人數之中于今殘上月左近將監存生、爲末代之證據、山中公私存知前旁々申達記置之者也、仍大概如件、

文明十年戊戌八月 日

堀 出雲守秀世 判

上月左近將監滿吉 判

此上月記は播磨の一地方に存在して、久しく世間に知られざりしを、水戸彰考館にて之れを史料に收め、又塙保巳一が群書類從を編纂するに及び、其書中に收めてより世人の始めて上月記を読み知ることになりぬと云へり、同じ播州より出たる、赤松記に
扱又二の宮をも、同じ時分に打はたし申け、是は中村彈正御首給りけへども、是も郷民起り致討死け、兩宮の間大山共隔て道遠くけといへども、赤松衆互に堅く申合、同じ時節

大和志料辨妄 吉野郡の部

四一

に打果し申り、しかれども討手の兵共大形道にてうたれ、たまく殘るもの雪にうづ
もれ果、神璽をとるべきやうなし、小寺藤兵衛入道大和衆越智と申者をたのみ、種々の
謀をめぐらし郷民をすかし取、次の三し長祿二年八月晦日、神璽を内裏へ備申、かやう
に重々忠節無比類りへども、御國安堵は延引し、先御恩賞として加賀半國、富樫次郎成
基跡并備前國新田莊、出雲國宇賀莊、伊勢國高宮保給り候間、各彼國へおし入度々の合
戦にて、或は討死の人もあり、様々の儀にて終に御手に入りつる、其後天下應仁にみだ
まへば、何の様もなく三ヶ國安堵被成御手に入り、嘉吉元年に山名殿に渡り、廿七年め
に取かへし安堵被成り、其後次郎法師元服あり、赤松次郎政則と申官は左京太夫、後に
は從三位に上りたまふ、性善院殿是なり

天正拾六年八月吉日

因幡守入道定阿列

八十四歳書之

此書に由て觀れば、赤松氏嘉吉元年國を除かれ、山名宗全之を横領せしが、二十七年の後

應仁元年之を復す、丹生屋正頼が安養寺へ田地を寄附せしは、是より二年の後なり、上月
記共に筋道の立たる古史なり、此に至りて長祿元年十二月二日の夜、北山に在す一宮と、
河野郷に在す二宮と同時に弑せられ給ひしこと明瞭なり、然れば二宮の高原に隠れて薨せ
られし事なし、又忠義王と申御名からして信じ難く、實錄には唯一宮二宮とあるのみ、故
に明治四十五年、御決定になりし、奈良縣吉野郡上北山村大字小豫なる、一宮の御墓を宮
内省は、後龜山院天皇皇立孫、北山宮墓、又同郡川上村大字神之谷なる、二宮の御墓をば、後
龜山院天皇皇立孫、河野宮墓、として、同年一月二十九日の官報、宮内省第一號を以て告
示せらる、此御兄弟の御座在し地名に依て、御名稱のありしものなるべし、皇室の御事に
臣民の容啄すべき謂れなれば、更に是等を説く必要なし、然るに奈良縣編輯の大和志料
の誤りを傳へ、吉野郡役所亦之れに倣ひ郡治一班にも其誤を掲げ、空因親王墓、川上村大
字入ノ波三ノ公山ニアリ、親王ハ後龜山院ノ御孫ニシテ、實仁親王ノ第三子ナリ、自天親
王墓、川上村神之谷ニアリ、親王ハ空因親王ノ第一子ナリ、忠義親王墓、川上村ニアリ親
王ハ、自天親王ノ御弟ナリ。大和志料は、但白川渡高原共ニ川上村ノ大字タリト末に入、
郡治一班には唯川上村にありこす、而して郡役所は此書に、宮内省より御決定になりし、

上北山村大字小櫻の、北山宮御墓と、川上村大字神之谷の、河野宮御墓を除きたるは何が爲ぞ、多年余は史蹟踏査のため諸國を遊歴し、往々土地の關係或は地方的感情の衝突より累を史蹟に及ぼすことあるを耳にし、時には賣文の徒が爲めに惑はざること渺からずと雖も、此郡村の如く好事者の輩出頻りに史蹟を弄ぶもの多きを聞かず、殊に恐多くも 皇室に関する史蹟に於て恁の如き事あるは實に慨嘆に堪えざる所なり。余の忙中此書を公にするも畢竟好事家の反省を求めむとするの老婆心に外ならず。豈に他意あらむ乎、幸に是を諒せよ焉。

(大正四年十二月下瀚稿)

大和志料辯妄

終

大正五年二月十二日印刷 (定價金參拾錢)
同 年二月十五日出版

著 者 林 水 月

印 刷 行 兼 林 春 隆
東京市牛込區藥町一丁目二番地

發行所 林鳳文社

(電話京橋三三八八番)

270 47

終

